

会 議 録

会議の名称	第5期 第1回小金井市行財政改革市民会議		
事務局	企画財政部企画政策課企画政策係		
開催日時	平成20年7月18日(金)午後3時00分～午後5時05分		
開催場所	市役所第二庁舎8階 801会議室		
出席者	委員	大橋忠彦会長、吉沢幸子職務代理、雨宮昭一委員、 戸張雅子委員、中野利枝子委員、林育男委員、松井義侑委員、 横田真理子委員、脇田洋志委員	
	事務局	副市長 大久保伸親、 企画財政部長 上原秀則、 子ども家庭部長 岡部壯二、企画政策課長 伊藤茂男、保育課長 小野朗、 公民館長 中嶋登、企画政策課長補佐 小林大治、 児童青少年課長補佐 門田順子、企画政策課副主査 長谷川誠、 企画政策係 中島良浩	
欠席者	河村清委員		
傍聴の可否	可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	1人
会議次第	別紙1のとおり		
会議結果	別紙会議録のとおり		
提出資料	添付のとおり		

第 5 期 第 1 回小金井市行財政改革市民会議次第

日時 平成 2 0 年 7 月 1 8 日（金）午後 3 時

場所 市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室

1 開会

2 事務局からの報告事項

3 会長の選任

4 委員の紹介

5 職務代理者の指名

6 前回（平成 2 0 年 2 月 1 5 日開催）の会議録の確認

7 議題

（1）小金井市第 2 次行財政改革大綱（改訂版）の実施遅延項目に係る提言について

（2）その他

8 次回の日程について

9 閉会

開 会

1 開 会

○企画政策課長補佐 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。冒頭、事務局のほうで会議の進行を図らせていただきたいと思います。

2 事務局からの報告事項

○企画政策課長補佐 初めに、平成20年4月1日付で職員の人事異動がございましたので、報告のほうをさせていただきますと思います。

企画財政部長でありました工藤が議会事務局長として異動し、新たに市民部長でありました上原が企画財政部長を務めさせていただきます。

○企画財政部長 上原でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○企画政策課長補佐 次に、企画政策課主査でありました上野が退職したことに伴い、健康課から中島主事が後任を務めさせていただくこととなります。

○中島主事 福祉保健部健康課から参りました中島と申します。よろしくお願ひします。

3 会長の選任

○企画政策課長補佐 次に、ご承認をいただきたい事項といたしまして、本市民会議につきましては、第5期といたしましては本日が第1回目の委員会ではございますが、会長をはじめ、10人の委員中、9人の委員の方に再任を快諾していただきました。ありがとうございます。ついでには、会議の継続性という意味からも、大橋様に引き続き会長をお願いしたいと考えておりますけれども、皆さんのご意見のほうはいかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○企画政策課長補佐 ありがとうございます。それでは、大橋様に、引き続き会長の職をお願いしたいと思ひます。

それでは、ここから大橋会長に議事の運営を引き継ぎたいと思ひます。会長、よろしくお願ひいたします。

○会長 改めまして、大橋でございます。よろしくお願いいたします。

前期に引き続きまして、会長という大役を承ることになったわけでございますけれども、幸いにいたしまして、前期の第4期ということになりましょうか、あそこでは非常に闊達なご意見で、市民にも影響がある、そして市民にとって前向きに進む材料というものを大いに提供できたのではなかろうかと思えますだけに、今後とも皆様方の活発なご意見、あるいは会議運営へのご協力というものをよろしくお願いいたしますと思っております。

私が偉そうに言うまでもないんですけども、この市民会議につきましては、今回5期ということ、平成22年3月29日までの任期ということになるわけ、その間、予想されることとしては、現在ございます第2次の行財政改革大綱が大詰めでございます。それをどうやって仕上げていくか、仕上げるというのは、立派な策をつくるということではなくて、成果をどうやって上げきるかということが大変大事でありますし、それからもう一つが、第2次が終わって、その次の第3次に向けて素案をつくり、基本方針をつくり、それでおそらく具体案にまで煮詰めていくという作業もまた課せられてくることになろうかということで、この行財政改革の市民会議は、これまでも多々難局を乗り越えてきたという立派な経歴を持つ委員会でございますけれども、またまた非常に大きな宿題を、今申し上げた形で持たざるを得ないということがありますが、今後とも大いにいろいろ市の状況というものを多角的に分析して、そこから立派な鋭い提言を行っていくということを私どもでお誓いをしてまいりたいと思う次第でございます。

4 委員の紹介

○会長 本日は、河村さんのほうから事前にご都合で出席できないというご連絡が来ておりまして、そういう意味では10人中9人でスタートしていくということになってまいります。その中で、吉沢さんが今回、中谷さんにかわりまして委員にご就任されるということがございますので、簡単にごあいさついただいて、それから、ほかの9人も、吉沢さんは非常に顔の広い方なのでご承知かもしれませんが、一応改めまして、2年先にこの委員会に来ておりました側からの簡単な自己紹介をするというふうにしたいと思いますので、吉沢さん、よろしくお願いいたします。

○吉沢委員 初めまして、吉沢幸子と申します。

私は地域のNPO法人で、小金井市精神障害者の地域生活支援協議会というものを仲

間とつくっており、市から委託を受けまして、地域生活支援センターそらというものを運営しております。内容は、精神障害者の地域生活支援事業、そして指定相談、一般的
精神相談とサービスの利用計画など、きめ細かな精神障害者に対するサービスを行って
いるわけでございます。また今年度よりデイケアという、今まで市がやっておりました
事業も受けさせていただき、日々財政の問題で頭が痛いところではございましたので、こ
ういう機会をいただきましたことは、ある意味、私にとっては非常にいい機会で、勉強
させていただけるのではないかとの思いで、参加させていただきました。どうぞこれか
らよろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、時計回りで、お隣の脇田様から、こう回っていくという形でお願ひします。

○脇田委員 私、名簿のほう、労働関係ということでございまして、地元を管掌しております、連
合の下部組織でございます多摩東部第1地区協で、実際には今、移ってしまったんです
けれども、そちらから選出されております、電機連合ティアック労働組合の脇田と申し
ます。よろしくお願ひいたします。

行財政改革に何で労働組合が絡むかということなんですけれども、働く者も含めた汎
市民という考え方で、行政サービスというのが労働者も市民と等しく受けていかなけれ
ばならない。だけれども、小金井市の財政状況を考えると、どこかで縮めていかなきゃ
いけない、それはわかっている。とすれば、労働者の立場としても行財政改革に積極的
にかかわっていかなければならない、そういった観点から参加させていただいておりま
す。ぜひ、よろしくお願ひいたします。

○中野委員 中野と申します。現在、小金井市の青少年健全育成北部地区の役員と、薬物乱用防止
活動など、小金井の子供たちが健やかに育っていかれるように活動を行っております。
この市民会議では2期目ですけれども、まだまだ勉強不足でわからないことと、あと、
教えていただくことなど、たくさんありますけれども、皆さんに少しでも近づけるよう、
お役に立てるよう、勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○戸張委員 こんにちは。前原五丁目に住んでおります戸張と申します。小金井に越してきて、10
月でちょうど10年になります。いろいろなことに興味を持ちまして、特に小金井の商店
街がシャッター通りになっているというのを、ものすごく気になっておりますので、名物
市とか、いろいろな催し物には個人的に参加したり、いろいろなことに小金井のまちの
活性化にお役に立ちたいと思っております。

仕事が今、週15時間ほど介護のヘルパーをやっております、結構忙しい日々を過ご

しておりますけれども、何らかのお役に立って、小金井にずっと住み続けて、小金井のまちがほんとうにいいまちになるように、微力ながらもお手伝いさせていただきたいと思っておりますので、これからもどうぞよろしくお願いいたします。

○雨宮委員 雨宮と申します。東町に住んでおりまして、獨協大学の法学部に勤めております。そして、地方自治論とか地方政治のことを講義しております。

もう一つは、地域総合研究所というのがございまして、そこの所長をやっております。そこの研究所のテーマは、ポストベッドタウンシステム、ベッドタウンがだめになってくるというか、変わらざるを得ない状況をどうするかということをいろいろ考えております。よろしくお願いいたします。

○会長 大橋でございます。昭和46年に結婚する機会に、こっちへ引っ越してまいりまして、中町にずっと住んでおります。

会社の役人なんかをやったり、その間に大学の先生をやってみたり、それからマレーシアでジョイントベンチャーの会社を立ち上げたりとか、いろいろ忙しい経験をしてきたんですけれども、ようやく卒業できまして、現在かなり有意義なところで、こういうところでまた新たな活動があるということを考える機会ができておりますだけに、これは私自身にとっても貴重な機会と受けとめまして、勉強させていただいております。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

○林委員 林でございます。私は都庁で行政の関係の仕事をやっております。知事に一番近い組織なものですから、知事がかわるたびに名前の変わる政策室とか、企画審議室とか、知事本局とかといういろいろ名前が変わるわけですが、私は企画審議室時代の室長をやりました。そういうことで、今は知事本局という名前になっていますけれども、そんな関係でいろいろ行政の関係の仕事をやっておりますので、何かのお役に立てればと思います。

○松井委員 松井です。よろしくお願いいたします。一部上場会社の社長会長を卒業しまして、今は名誉会長ですけれども、若干、経営的な観点から経験が生かされればと思っています。

小金井に40年住んでおりまして、小金井が非常に好きなものですから、もう少しいいまちにならないかなという希望を持っています。一緒に仕事をさせていただきますけれども、よろしくお願いいたします。

○横田委員 こんにちは。横田真理子と申します。緑町に住んでおります。

私は、ほんとうに専業主婦で先月まで在宅介護もしておりましたので、主婦としていろいろな大変な苦勞というか、そういったことも経験してきたつもりでおります。ほん

とうに市民のレベル、目線からこの会議に参加をして、よりよい方向に、住みよい小金井にしていけたらという思いで参加させていただいております。よろしくお願いいたします。

○会長 ということでございます。あと、河村さんが小金井市の商工会の組織を代表するような形で出ておられますので、また次回にでもお会いできると思います。よろしくお願いいたします。

5 職務代理者の指名

○会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。初めに、職務代理者の指名ということがございます。ご案内のとおり、職務代理者というのは、不肖私、会長を補完していただく方、いわば副会長ということになりますけれども、このポストにつきましても、小金井市の行財政改革市民会議の設置要綱の第5条というところで、あらかじめ会長が指定するというようになっておりますので、私のほうから指名をさせていただきたいということになるわけでございます。

考え方といたしましては、前回は中谷さんをお願いしておりましたが、小金井市も推進しております男女共同参画社会を推進していこうという意味でも女性の方をお願いしたいということと、私も今回、非常に悩んでしまいましたのは、同時に第4期からご一緒の皆さんについても大変すばらしい方で、そちらの先生にぜひともということも考えておりましたんですが、やはり今後、福祉の問題について、またさらにいろいろな点で考えていかなきゃいけない、そういう意味では会の運営上、その点についてのご経験、あるいはいろいろな経験の深い吉沢さんをお願いするのが妥当ではなかろうかと、勝手に判断させていただきまして、吉沢幸子さんに職務代理者をお願いしたいということ、会長としての見解を申し上げさせていただき次第でございます。

皆様方のご承認を得て、あちらの席に座っていただければ大変ありがたいところでございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 ありがとうございました。

○会長 先ほど、ご紹介のお言葉もありましたけれども、職務代理者として何かあれば、所信表明を。

○吉沢委員 実は、NPO法人で理事長を受けておりますが、この会議の職務代理者は非常に責任

の重い仕事なのではと思っております。今、会長さんや皆様のごあいさつを伺いながら、とてもすばらしい雰囲気、いいお仲間ができて、何とかここで私が一員としてやっていけるのかなと思って、ほっとしております。未熟ですが精一杯役目を果たしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

6 前回（平成20年2月15日開催）の会議録の確認

○会長 それでは、次の議題に入っていきたいと思っております。毎回、お話ししておりますとおり、会議録、立派なものが出ておりますけれども、これについての承認ということがございます。この件について、何か事務局からありますか。

○企画政策課長補佐 それでは、前回、平成20年2月15日に開催いたしました市民会議の会議録につきましては、当初、送らせていただいたものから若干の訂正がございましたので、修正したものを通知文と一緒に送りましたところではございますが、若干、さらに追加の訂正がございましたので、その部分につきましては、本日、訂正表を配付させていただきました。つきましては、その訂正表の部分を反映したものを会議録の確定とし、情報公開コーナー等に設置したいと考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○企画政策課長補佐 ありがとうございます。

○会長 それでは、承認されたということで、この件については終わりにします。

7 議題

（1）小金井市第2次行財政改革大綱（改訂版）の実施遅延項目に係る提言について

○会長 続きまして、本日の議題の焦点になりますけれども、第2次行財政改革大綱（改訂版）、これは2年分の延長になっている部分もございますけれども、これを全部ひっくるめての遅延項目に係る提言という形になっておりますが、事務局のほうからまたご報告など、あるいはご説明をお願いします。

○企画政策課長補佐 それでは、第2次行財政改革大綱（改訂版）遅延項目に係る提言についてという形で説明させていただきます。

第2次行財政改革大綱（改訂版）の計画期間が平成21年度末で終了となりますが、いまだその実施に向けて取り組み等がおこなわれている項目がございます。つきましては、その遅延項目につきまして、その推進に向け、今年度、3回の会議になると思われませんが、

その中で実施がおくれている項目に対する意見、ご要望等をご協議いただきまして、提言書として取りまとめていただけたらと、このように考えております。

本日、参考までに追加でお送りしたものと別は、大綱実施項目の進捗状況の一覧をまとめたものを配付させていただきましたので、ご参考にしてください。

今、机の上に置かせていただいた表の右側の担当部分の欄に、関係各担当部となっております項目については、担当課が広がるため、今回の協議項目の中からは除いてございます。事前に送付させていただいた資料につきましては、15項目ございまして、その項目ごとに現状、見直し等を記載してございます。また、参考資料等が部局から提出された場合には添付してございます。

遅延項目として15項目掲げてございますが、一部、職員の関係に関する部分が資料がまだ調整できていない関係で、抜けた形になっておりますけれども、調整でき次第、追加で送付させていただきます。

本日につきましては、担当部局の説明員といたしまして、項目5までの担当課に説明員として出席しておりますので、本日のご協議につきましては、そこらあたりまでご協議していただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○会長 進め方について、何かご質問ございませんか。

要は、今の遅延している15項目は非常に大きなところで、それを5つ、3回に分けて促進のための方策を検討しようということだというふうに考えてよろしいんですね。

それでは、そういうことで冒頭の保育業務から始まりまして、公民館業務の見直しまでの5点について、それぞれのご担当の方、もうこの市民会議のほうに参加していただいておりますので、その方を中心にご説明いただき、1項目ごとがいいかな。最初に5項目とも順次、説明したほうがいいですかね。

○企画政策課長補佐 そうですね。

○会長 では、最初にちょっとやっってもらう、もし何かあれば、こちらの委員さんのほうから随時、聞いてばかりもあれですから、途中でもぼんぼん質問なりしていただくということルールにしまして、それでは順次やっていきたいと思えます。

じゃ、どうぞお願いいたします。

○保育課長 それでは、項目1の保育業務の見直しにつきまして、私、保育課長の小野といたします。よろしく願いいたします。簡単にご説明させていただきます。

保育業務につきましては、内容といたしましては、民間委託や公共的団体等の活用に

ついて検討するということで、行革の中に置いてございます。私どもは平成15年9月に「適正な保護者負担と行政サービスの在り方及び業務運営の簡素効率化のための見直し」において、保育業務の見直し、ピノキオ幼稚園業務の見直し、保育料の改定等について、児童福祉審議会のほうに諮問をいたしまして、平成18年3月に答申を受けてございます。

その中で、児童福祉審議会のほうの答申の中で、重点業務の見直しにつきましては、市立保育園1園の民間委託を行うよりも、現行の体制を維持した上で改革を実施するほうが期待ができると書いているところでございます。その中で、また3年程度をめどに、「のびゆくこどもプラン 小金井」の行動計画に沿いまして、改革の内容・方法等を検討・試行・評価することが妥当と思われるというふうにされているところでございます。

私ども保育課といたしまして、答申を踏まえまして、市立園の課題であります保護者や地域との意見・情報交流の方法、研修の実施方法、多様な保育ニーズへの対応等について、保育士等、職員も含めましていろいろ検討を重ねてまいりました。この間、保育園として主に地域子育て支援事業ではございますが、園庭開放の充実、育児相談事業の拡充、プレママ・プレパパ支援事業といいまして、お子さんが初めてできる方に関して、保育園のほうを、ゼロ歳児保育ですけれども、見ていただいたり参加しているプレママ・プレパパ支援事業。あと、母子通園事業等を行っているところでございます。

また、保護者の傷病、災害、事故等によって、緊急かつ一時的に家庭における保育が困難となるため、保育が必要な児童に対して、緊急一時保育を平成20年4月から、今現在、緊急一時保育以外にも週3回程度の就労を行っている非定型の一時保育ですとか、あと育児疲れ等の解消のために、お母さんにお休みいただける私的の一時保育は、市立保育園5園の中のけやき保育園、小金井保育園が実施してきたところではございますが、その他の3園、くりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園においても緊急一時保育について実施を始めたところでございます。

取り組みがおくれている主な理由といたしましては、児童福祉審議会の答申がございました。また、他の自治体の状況でも、公立保育園の民営化を進める自治体が増えているところではございますけれども、公立保育園の民営化につきましては、公設民営といいまして、地方公共団体が設置する保育所の運営業務を公共的団体等へ委託する方法と、民設民営、土地建物を普通財産とした上で、適切な主体に有償または無償で譲渡または貸与し、民間保育園として運営をする方法の2通りがございます。それぞれの自治体の

方針により、公立保育園の民営化については相違があるところがございます。

それと、保護者の考えといたしましても、公立保育園の民営化につきましては、各地で反対運動が起きているところがございます。その主な理由といたしましては、保護者の同意がないままに早急に民営化を実施した自治体ですとか、そういうところでは慰謝料の支払いを命じる判決も出されているところがございます。

また、民営化を実施する場合も、保育の運営方針ですとか、職員の配置等多くの基準を設定して、委託業者とか運営事業者を選定するところがございますけれども、いずれかの要件に欠ける場合などは選定に値する事業者がないとする場合もありまして、自治体の判断で委託に踏み切ったケースでは、保育士の離職がとまらずに、保護者が自治体を相手取った訴訟に発展したケースもあるというところが、私どもといたしましてはおこなっている理由として挙げさせていただいております。

保護者が反対する主な理由でございますが、まず運営主体が変わって、園長以下、保育士全員が入りかわるところで子供に対する影響です。

それと、公立保育園と比較いたしまして、経験年数の浅い保育士が多く、さらに離職率が高いということが挙げられてございます。

3番目といたしまして、運営主体が変わると保育方針も変わり、1日の過ごし方や行事も変わることが多く、1日の大半を保育園で過ごす児童への影響を心配する保護者が多いところも挙げられているところがございます。

4番目といたしましては、民営化後の保育の質が不透明であるということが挙げられます。

5番目といたしまして、民営化による財政効果が不明確であるということも、保護者が反対する理由としては挙げられているところがございます。

保育課としての今後の実施に向けての考え方でございますけれども、待機児童の解消、休日保育・長時間延長保育・病後児保育等、多様な保育ニーズへの対応を基本といたしまして、保護者との意見交換を十分に重ねながら検討していきたいと考えているところでございます。また、運営主体の選択につきましても、民設民営、公設民営の選択も含めて、他市等の考え方を参考として検討したいと考えているところがございます。

以上です。

○企画政策課長補佐 全部やりますか。1つずつがよろしいでしょうか。

○会長 ちょっと悩んでいて、1つずつやっていると、あとできないときもあったり、それか

ら今聞いたホットなところでやらないと、後でやるっていても、何だったって忘れちゃいますんで、どうしましょう。やっぱり軽くというか、第1順の質問というのを先に、質問なり意見でも、もちろん結構なんですけれども、お手を挙げていただいて、あんまり深堀は……、とにかく薄くやって、それからまた、その中で必要なものについてはじっくりやるとして、深堀までいく手前の基本的にどう認識するのか、いろいろとあると思いますから、それについて、どうぞご質問をお願いします。

と言いながら、私、1つあるのは、この保育業務を見直して、完全に民間委託という形にした場合に、職員数については何人ぐらいの減少を期待、要するに期待できる効果が幾らかわからないのに、変えようとしてもしょうがないんで。

○保育課長 保育園1園当たり、大体平均して26人います。その中に保育士ですとか、あとは看護師、栄養士、給食調理員等を含めて、正規職員としては26名であります。そのほかに非常勤嘱託職員ですとか、短時間の非常勤嘱託職員等も十何人いる状況でございます。

○松井委員 何か所ですか。

○保育課長 それは1か所当たりです。

○会長 いえいえ、全部で何か所あるんですか。

○保育課長 公立保育園は全部で5園ございます。

○松井委員 26掛ける5ですか。

○保育課長 はい。

○会長 ということは、何だかんだで150人ぐらいのあれが出てくるという話ですね。

○保育課長 大体120人ぐらい。

○企画政策課長補佐 正規職員で121人です。

○会長 それは大事でしょう、その減は。

○企画政策課長補佐 すみません、会長。一応補足なんですけれども、今、財政効果ということだったんですが、私どもが委託等において試算値として使っております職員1人当たりの金額というのは、いわゆる年収と退職金を勤続年数で割った形で、一応サンプルとして1人当たりの出している数字としましては、職員1人当たり年間920万円で算出しております。あと、非常勤としましては、大体200万円程度。あと、ご存じのとおり、再任用職員というのがございまして、再任用職員の場合ですと大体300万円、そういった形で数字として計算する場合には使用しております。

○会長 それからもう一点、これも基本的な話なんで先に聞きたいんですけども、児童福祉

審議会に諮って諮問して、いわば消極的なのというか、現状肯定型の答申が出ているというお話がございましたけれども、それとこちらも同じく、市民会議ですから、ある意味では同じようなレベルですね。それで、こちらのほうで何らか、せつかく専門でできている審議会よりも上位のというのか、あるいはそういうことについて言った場合に、対立するにしても、そういう複数の答申なり、あるいは政策論が出ても、それはよろしいということなんですか。どういう扱いにされるわけですか。

○企画政策課長補佐 それぞれの審議会とそれぞれの立場での意見がございますので、どちらかが法的に拘束力を持つとか、そういったことではありませんので、あくまでも意見をいろいろなところでお出しいただいたものを、こちら側で協議の上、決めていくという形ですので、どちらが拘束力が強いとか、そういったことはないと考えております。

○林委員 いいですか。いずれにしても、児童福祉審議会の答申が取り組みがおこなわれている理由に挙げるというのは、これはちょっとおかしい話で、市で運営しているわけですから、これは当然、それにあわせるような形で審議会自身が運営しなくちゃ、それをおこなっている理由に挙げるなんていうのは、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。

○会長 そういう複数出た場合の順序とか、我々はあれですけども、今度は第3番目の意見にもなりかねないので、市側と審議会とですね。もうちょっとご説明いただきたいんですけども。要は、最終的には市として状況が変わったことだから、全面的に見直す覚悟はあるし、だからこそリストアップの中にあるんですと言ってくれば、もう別にわかりにくい差はなくなるんだけど。

○企画政策課長補佐 市の方針としましては、やはり見直しというのは、第2次行財政改革大綱（改訂版）ということで、改訂版につきましては、総務省の指示によりまして、集中改革プランという部分にも位置付けられておりまして、集中改革プランにつきましては閣議決定等されているもので、市の一定の方針として国のほうに提示しておりまして、東京都等からもその位置付けについては大変重要なものだということになっておりますので、この行財政改革大綱（改訂版）に書かれておりますことが、現時点での市の向いている方向という形になります。

○松井委員 全体としては、これはやはり民営化の方向へ大きくかじを取っていくべきだと。ただ、市の説明がやり方がまずくて訴訟になりましたとか、保護者がこれわからない、あれも不明確だということを延々と理由につけているというのは、これは市の対応の仕方はおかしいですね。

○横田委員 保護者の立場とすれば、これは民営化はずっと反対というか、通わせている親からすれば、このままの状況を維持してもらいたいというご意見はずっと続くんだと思うんです。ですから、これが早期に民営化とか、こういったことについて早まるのか、今の状況ですと、ちょっと考えにくいのかなと思っているんです。

多分、これが来年度になっても同じような、また先ほど会長が言われた審議会等でも同じような話をされていると思いますし、市議会等にも民営化反対の署名とか、そういった陳情とかというようなものも出ているようなことも聞きますので、そうすると、やはりこの取り組みというのがどんどん進まない状況が続くのではないかと思いますので、そういったところをどういうふう改善していくと考えているのかどうか。

○会長 これ、横田さんがお答えする話じゃありませんけれども、今、最終的というか、年度のこの計画の中で、職員数を690人にしようと言っているのが、今は100人近くまだオーバーになっているんですね。それと今お聞きしたら、120人の人をどうするかという話だけだから、あとのやつも件名別に何人削減の効果があるのか、聞かないとわかりませんが、おそらく一番上にあるわけだから一番大きいんじゃないかという気がするわけです。だから、そういう試金石もあるのかなと。

○横田委員 それをどういうふうに変換するような政策というか、していかないと、そういう一番大きいことであればあるほど、もうちょっと具体的な、ただ親が反対していますとか、こういう状況ですということ足踏みをしていると、改善はないのかなと思うんです。

○会長 保護者の反対というのは、私も孫が3歳と1歳なものですから、ちょうどある種お世話になっているので、わからん中ではわかるほうなんですけれども、説明の仕方とほんとうの体制としてこうするんだ、ご心配ありませんよというところまで練り上げるのであれば、大概の反対論は消えるかどうか知らないけど、薄まるとは思うんですけどね。

○戸張委員 中心は財政効果はどうかとか、保護者の関係、考え方はどうかということをおっしゃっていただけますけれども、一番大切なのは子供の目線に立って、子供にとってどうなのかという視点が抜けたら危ないと思うので、その点を忘れないでやってほしいと思います。

○松井委員 それは当然ですね。でも、その前提の中で民営化の方針、方向がないというわけじゃないから、両方を折り合わせて進んでいくべきだと思うんですけどね。これは、我々がここで時間をかけて議論をしても……。

○会長 どうかということもありますね。

○松井委員 市のほうで頑張ってもらわなきゃしょうがないんじゃないですかね。

○雨宮委員 多分、頑張る頑張り方の問題と、前回言ったように、子供をちゃんと大事にしない市はどうせだめになることをどうするかですね。

○戸張委員 そうですよ。

○雨宮委員 そこをちゃんとできないようだ、せつかく財政がいくら黒字になったって、だんだんだめになっていく市になる。だからって民営化はだめだっていう話じゃなくて、子供をしっかり守って、かつ、教育をちゃんと大事にして、かつ民営化で財政がよくなるという、どっちかを消してどっちかをよくするんじゃないで、両方をちゃんとやるのがプロで、その説得力がある議論ができない限りは、これはやっぱり現状維持以上のことは何もできませんよ。悪くなるということがはっきりしているんだったら、悪くならないようにするということをはっきり言わなきゃだめですよ。そこができないようで、財政のためにやって黒字にして、万々歳だみたいな話ではだめですよ。

武蔵野市がすごく頑張っているのは、結構そういうことをやりながら、あそこはいいまちだというブランドにだんだんできてきているじゃないですか。今は戦略的にそこをつくる時代だから、そこら辺まで見通して議論をしないとだめだと思いますね。だけど、やっぱり100人は切らなきゃだめなんだから、削って、かつ、今のことがちゃんと可能になるようなことを考えていこうということですからね。逆に言えば、削って悪くなるということはだれでもできるわけだから。削らないで現状維持もだれでもできるわけだから、そのところがポイントになると思いますね。

○松井委員 我々、大前提として小金井というブランドを、よりベターな方向へ持っていきたいわけですね。その中には財政もあるけれども、子供たちの親が小金井でよかったということも一緒につくっていかなくちゃいけないですね。

○雨宮委員 そうそう。大体、50年後位に絶対それは生きてきますからね。だけど、赤字のまま立て直すというのも、やっぱりちょっとだめなわけで、両方やるしかないんで、ちょっとしんどい。

○脇田委員 すみません、いいですか。

○会長 どうぞ。

○脇田委員 子供が一番大事って、それはわかるんだけど、そのことは、全国の保育所に子供を通わせている親御さんたちのネットワークがございますね。ちょっと別のことで見つけたんですけども。そちらのほうに民営化を進める上での10個の提言というのがあって、それは非常にいいことが書かれているんですけども、そのあたりを遵守しつつ進

めれば、子供にとってもそんなに悪い環境じゃなく、また親御さんにとっても十分納得できる方策で進めていくことができると思うんです。

私が一番わからないのは、基本的なことがわからないんですけども、保育所を民営化することによって浮く市の費用、歳出というのは主に人件費と考えてよろしいんですか。

○企画政策課長補佐 そうですね。人件費ですね。

○脇田委員 そうですね、先ほど正規職員1人当たり920万、再任用300万、非常勤が200万。この人たちは、もちろん保育所を公設民営なり、民設民営なりして、職員は全員引き揚げたとして、その方々はどうするんですか。

○企画政策課長補佐 1園委託した場合、22人引き揚げるわけですが、当然その年に22人の退職があるわけではないわけなんです。実際は、1けたの退職ぐらいしかないので、直ちに1園で22人分の財政効果が出るわけではないんです。方針としましては、まだ民営化していない保育園に異動させて、定年退職に合わせてはめていくのが1つ。

あとは、任用換えといひまして、保育士などに事務職になる希望をとって、事務職として仕事をさせていただく。これは本人希望ですので。保育士さんという方は、ある意味使命感を持って保育士になられた方がいらっしゃるのので、実際その辺は難しいところもあるのかと思いますけれども、一応希望をとって任用換えという形で、事務のほうに移っていただくといったところです。

○脇田委員 要するに、当然自治体、公務員ですから、園を1つつぶしたからといって22人解雇するというには当然ないですよ。保育労働者が事務職に転職した場合で、おそらく賃金も減るということもあまりないですよ。

○企画政策課長補佐 ないですね。同じです。

○脇田委員 とすると、つぶしたからって全然減らないんですよ。結局は自然減に任せるということでしょうか。

○企画政策課長補佐 そうですね、自然減に任せます。

○脇田委員 そういう意味では、将来的に市営保育園を民営保育園にしていくという方針があれば、新規採用として保育労働者を採ることはないけれども、今いる職員については自然減に頼るしかないということでしょうか。

○企画政策課長補佐 そうですね。

○脇田委員 そういうことですよ。私、思うんですけども、今ここに保育労働者というエキスパ

ート、プロフェッショナルがいるときに、その方々を何もなれていない事務職とか、そういうところに押しやってまで無理やり民営化というのを進める意味合いって、私はあまりないと思うんです。

ここで述べられていると思うんだけど、保母さん、保育士さんががらっといっぺんにかわっちゃうことを親御さんはすごく心配している、子供の環境にとってよくない。とすれば、今の公設公営の保育所の中に、徐々に市職員としての保育労働者が自然減していったときに、民営の方たちに入れかえるというようなことをやっていけば、現実、財政効果というのはここで提案されている方法と変わらずに、かつ、利用者の声もそのまま反映できるんじゃないかという気がするんです。

○松井委員 僕、それを同じことを言っているんですけども、言い方がちょっと違うだけで、全部で120人のプロがいるけれども、定年もあり、ほかの理由もあり、減っていくわけですけども、全部公設でやっていけば、足りなくなれば新規採用しちゃうわけですね。そうじゃなくて、方針を出しておけば、退職されたときに埋めないという方針がはっきり出るわけです。今、ここだと、審議会のほうでは公設のほうがいいんじゃないかなんていう、そういう結論を出すと自然退職した人に対しては全部採用しちゃうということだから、方針のほうをしっかりとなくちゃいけない。

別に固有の職員さんをいじめるわけじゃなくて、もうそれは自然退職していったものを埋めないということで、5年なり7年なりかけてでも詰めていけばね。

○脇田委員 私、その方向が一番いいと思うんです。

○松井委員 そのほうがいいと思うんですけど、今の説明では、それすら出ていないわけです。

○中野委員 ちょっとよろしいですか。

○会長 はい。

○中野委員 私、孫が今現在は小金井の保育園に通えることができていますけれども、以前までは三鷹市に住んでおりましたので、三鷹市の保育園に通っておりました。そこが私立の保育園だったんですけども、途中から半官半民になりました、あしたから先生がいなくなるという状況を体験しています。ほんとうになついていた先生だったんですけども、うちの孫は2年ぐらいしか通ってはいませんでしたけれども、やはりその先生がかわるということで、子供たちもなれない先生がまた来るわけですから、でも子供にしてみると、また親のかわり、自分たちのお父さん、お母さんのかわりにほんとうに1日中一緒にいる先生ですから、すぐなれるんですね。ですから、それほど困った状況で

はなかったし、途中から夕方からまたお手伝いに来る先生は職員さんじゃないので変わらなかったし、そういった感じで徐々になれていかれるし、半官半民というので、今みたいなおっしゃっていた形に徐々にしていくのっていいんじゃないかなという感じは持っています。

1つ質問なんですけれども、小金井市の公立保育園って何時まで子供を預かってくださっているんですか。

○保育課長 通常の保育につきましては、午後6時までなんですけれども、延長保育として1時間延長、7時までです。公立保育園は全園7時です。

○中野委員 そうですか。

○会長 お母さんしてみると、もうちょっとないと、都心の勤務で都心の保育所ならいいけど、新宿かどこかで働いていて、小金井まで帰ってきて7時なんていっていると、何か全然対応できないですね。

○中野委員 うちの場合も、親が小金井市で働いてはいないので、延長保育でお願いしていますけれども、それで会議か何かが入ってしまって間に合わないと呼び出されて、私が迎えに行ったりという状況で、突発事故も起こるんですけれども、それでもやはり、うちの場合は私立のほうで入れさせていただきましたけれども、そこはそこでまたお手伝いの方がいっぱいいらして、朝早いうちから夜遅くまで、7時過ぎぐらいまで預かっていただけるという形で、私立の、お母さんにとってはありがたい保育園ではあるんじゃないかとは思いますが。

○会長 今のようなお話が実現できれば、ここにある保護者が反対する理由というの、あらかた消えちゃうというか、あるいはきっちり対応できるというところまで気合いを入れて固めちゃえばこれはできるし、結局それはお母さんたちだけじゃなくて、市議会議員の反対している人だって、ああ、そうかと、なりそうに思いますがね。

それじゃ、そのあたりのところを十分検討していただくということで、後ほどまたもう少し時間があれば戻りたいと思います。

その次に、ピノキオ幼児園業務の見直しで、説明お願いいたします。

○保育課長 それでは、項目2のピノキオ幼児園業務の見直しについて、保育課で説明させていただきます。

現状につきましては、公立保育園と同様に、児童福祉審議会のほうに諮ってございます。その答申の中で、これまでどおり、公立保育園併設の、公立保育園のけやき保育園

と併設しているところなのでございますけれども、この公立保育園併設のメリットを最大限生かした形で、現在の業務や拡充策についての検討を加えつつ、公設公営で継続運営するという結論に至ってございます。区画整理事業による施設の移転計画、けやき保育園、ピノキオ幼児園につきましては、東小金井駅北口の区画整理事業にあわせて移転をする計画でございますけれども、その計画が具体化した時点で、施設のあり方を含めた検討をする必要があり、このときに改めて施設の利用者をまじえて施設の形態、運営主体について具体策を検討すべきであると考えますとされているところでございます。

また、現在ピノキオ幼児園で行われていない待機児対応のための母子通園業務ですとか、通園児以外を対象とする発達相談を含めた相談業務、子育て関連施設職員との障害児支援の研修・交流、さまざまな家庭支援に対する具体策の検討と促進など、運営主体にかかわらず進めるべきであるとの答申の指摘を踏まえまして、現行の職員・スタッフの体制の中でできる業務ということで、待機児対応のための母子相談業務ですとか、作業療法士及び言語聴覚士による公立保育園保育士を対象とした研修等、一部試行的に現在実施しておるところでございます。

実施に当たっての主な問題点でございますが、まず取り組みがおくれている理由といたしましては、これもやはり児童福祉審議会の答申の中で、東小金井駅北口土地区画整理事業の移転計画が具体化された時点でというところがございまして、区画整理事業に伴うけやき保育園、ピノキオ幼児園の移転先が決められていない中で、なかなか具体的な検討ができないという状況でございます。

それと、障害者自立支援法の施行に伴いまして、今現在、ピノキオ幼児園につきましては、東京都の補助金を活用した施設でございますけれども、障害者自立支援法施行によりまして、障害の種類にかかわらず、共通の仕組みによってサービスが利用できるようになってございます。その中に、児童デイサービス施設という、ピノキオ幼児園と同様の施設がございますが、利用者負担も伴いますが、そういう制度が新たにできました。今現在言われているところでは、法外施設としては東京都の補助金を活用して運営している東京都の補助金につきましては、見直しによって廃止がされる見込みと聞いてございます。

あと、今現在の利用者の要望でございますけれども、定員の拡充、訓練時間の拡充、あと保育園で実施している一時保育に準じたサービスの創設、作業療法士・言語聴覚士の常勤化等が要望されてはおります。

また、今、特別支援教育の関係で、乳幼児の健診、健康診査、健康課のほうで乳幼児健診を行いまして、そこである程度の障害等が見出されてくる部分で、ピノキオ幼稚園のほうで養育を行い、そのまま特別支援学校のほうとか、特別支援学級のほうに進んでいるという、今、縦割りの状況でございますけれども、それを一連といたしまして、生まれたときから18歳、高校卒業するときまで一貫して発達相談等を行う発達支援センターの開設も利用者の方からは強く要望されているところでございます。

実施に向けての考え方でございますけれども、先ほどご説明させていただきましたとおり、東小金井駅北口の土地区画整理事業の進捗にあわせまして、利用者をまじえて具体的に検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

- 会長 これについての人数を教えてください。職員数を。
- 保育課長 正規の職員は、今、保育士が4名、看護師が1名が正規の職員で、そのほか非常勤の訓練士が5名。それとあと、言語聴覚士と作業療法士が、またこれも非常勤ではあるんですけども2名というところ。あと、用務員が非常勤の方1名、それと給食調理の非常勤が1名でございます。以上です。
- 会長 いかがでしょうか。待機児といえは……。どうぞ。
- 林委員 小金井というのは、こういう随分、障害児のグループが特に大勢集まっているわけではないんでしょうね。福祉作業所があったり、いろいろなそういうたぐいの施設が随分目立つ感じがするんですけども、ほかと比べてどうですか。
- 会長 その辺どうですか。一般的にその辺のお答えをいただきたいのと、私も聞きたかったのは、待機児童は何人ぐらいですか。つまり、要約すれば、小金井市で障害のある18歳以下の方というのが、どのぐらいいて、他市と比べて特段多いとか少ないとか、あるのかないのかということと、ピノキオ施設とかになっていきますと、待機児童がどのぐらいいるかによって、また問題のとらえ方もかわってくるので。
- 保育課長 まず待機児に関してお答えさせていただきます。今、ピノキオ幼稚園の定員は15名なんですけれども、今現在の待機児は2名でございます。ただ、ピノキオ幼稚園は、どちらかというと、軽度発達障害のお子さんもいらっやいまして、隠れた部分での待機児といえますと100名ぐらいいるのではないかというふうには言われております。ただ、表に出てこないといえますか、保護者の方々もそこまではまだ考えられていない保護者もいらっやいまして、実際に今、ピノキオ幼稚園のほうが特に公募という制度をとつ

てございません。病院等を紹介された方についても、順次、お申し込みいただいた中で障害の程度を判定いたしまして、入園している状態なんですけれども、もし公募という形になると、かなりの数の待機児が出るというふうには見込まれてございます。以上です。

○会長 どうぞ。

○戸張委員 いいですか。5ページ、上から4行目に「東京都の補助金は、見直しにより廃止される見込みである」とありますけれども、現状の金額でどのくらい補助金を受けておられるのでしょうか。

○保育課長 今、ピノキオ幼稚園の運営に当たりましては、人件費を含めて大体6,000万ぐらいかかっているんですけれども、そのうちの東京都の部分が1,500万円ぐらい。

○戸張委員 6,000万中1,500万。

○保育課長 1,500万ぐらいです。

○雨宮委員 それが法律で、自立支援法による補助金に来るわけですか。

○保育課長 自立支援法の関係につきましてなんですけど、基本的に法外施設という形になりますので、支援という形での歳入はあると思えますが、それとは別に保護者の負担も発生いたします。今、ピノキオ幼稚園については無料施設でございますので、保護者の負担がないんですけれども、利用者負担は発生いたします。

○会長 先ほどの120人ぐらいの保育関係の人が、体制が変わっちゃうと、どこか勤務がえしなきゃいかんという話がありましたけれども、むしろ潜在的に100人もいるんであれば、こちらのほうへ移動して強化というのか、潜在的には望んでいる人が多いとすれば、こっちに来て職としては確保できるし、仕事はやや似ている。一方のほうは、なるだけ民営化して経済効果を追求しながら質も確保するという、両方バランスをとってやっていくということとはできないんですか。

○保育課長 ピノキオ幼稚園について、訓練を行う施設というところの観点から、かなりの施設の平米数が必要となります。それから、待機児童、今現在、公募していない中で2名いて、私、先ほど100名程度は出るんじゃないかということは、あくまでも実際に調査をしたわけではございませんで、どのぐらい定員を増やすかという部分がありますが、定員を増やすということになりますと、かなりの施設規模が必要になると思います。

○松井委員 こっちは大変ですよ。さっきのと全然違うものね。

○雨宮委員 でも、一方では、障害者に優しいまちというのもすごく大事なんですよね、実は。だ

から、排除したり隔離するよりも、あまりこれは逃げないで、きちんとそれを受けとめて、金かけろということじゃなくて、隠したり、隔離したりして済む話ではなくて、ちゃんと小金井市はそのことに正面からとにかくやっているということはきちんと出したほうがいいと思います。そのこととお金をいっぱいかけるというのは違う問題だと思います。難しいですね。100人というのは大変ですね。

○副市長 会長、ちょっとよろしいでしょうか。この施設につきましては、議会等で相当議論があったことは確かでございます。それで、26市全体で見ますと、小金井だけが障害者が突出しているのかというところでもないんです。全体的な傾向で、各市町村多くの障害者がいらっしゃいます。ですから障害者センターというのもつくってございますけれども、ここの問題点は、東京都の補助金がなくなるということが1つございます。それで、自立支援法が施行されて、そうしますと、利用者負担が出てくるという形になりますけれども、それに対しては一定の補助金等の歳入があるわけです。ここで変換させると、今6,000万円かかっているという形で申し上げましたが、正規職員でやった場合については、正規職員と非常勤という形でやっておりますけれども、6,000万かかったとしますと、法に適用されていない施設でありますので、いわゆる4分1の歳入がなくなるということもございます。

それで、区画整理の関係では若干おくらせてございますけれども、今、区画整理のほうは第2次仮換地の個別説明会も終わりました、秋ごろには、東京都の都計審も終わりました、順調に進んでくるのではないかと思います。今年度から道路の整備工事も始まりますし、そうしますと、けやき保育園とピノキオ幼稚園の移転の場所等がおおむね決まってくるのではないかなと思ってございますので、将来的には、自立支援法の対象となる公的施設を目指しながら、運営体制については十分研究していきたいと考えます。

今の区画整理の計画では、24年度までには終了という形で考えられていますけれども、現在の進捗状況からしますと、これは若干おくれる見込みでございます。

○松井委員 でも、一応場所も建物もめどはつきますよね、それまでに。

○副市長 大体決まってくると。

○会長 この問題は、全体をお伺いした後でまた議論をしたいと思います。

それでは、3番目に学童保育業務の見直しということでお願いいたします。

○児童青少年課長補佐 児童青少年課長補佐の門田と申します。学童保育業務の見直しについては、児童福祉審議会に学童保育業務の見直しについてということで諮問いたしまして、平成18

年3月に答申を受けたところですが、答申の内容に沿った形で検討を進めているという流れになっています。

答申の内容としましては、公営化、民営化にかかわらず、保育の質は現在の水準を保つために、具体的な質や水準を明らかにするための運営基準というものを作成し、運営上の諸問題を解決するための行政と現場職員と利用者による協議組織を設置して検討を進めるようにということが答申の内容でありました。

資料に書かせていただきましたけれども、現在は、運営基準も完成しました。また、協議組織についても立ち上げて開始したところであります。

おくれた理由ということになりますが、この間、国の放課後子どもプランがスタートしまして、その中に位置付けられた厚生労働省による放課後児童健全育成事業で、平成22年度から71名以上の大規模学童保育所に対する補助金を打ち切るという答申が出されました。都内では大規模学童保育所というのが多いんですけども、小金井市でも現在9か所ある学童保育のうち6か所の学童保育所が、大規模学童保育所に該当します。

それで、平成19年度からは、緊急に施設整備について進めざるを得ないという状況になっておりまして、それを進めております。現在、施設整備を進め、また行財政改革調査特別委員会のほうから、保育時間の延長についても早急に検討せよということが求められておりまして、課題が多いんですけども、児童福祉審議会の答申に沿いましての作業も一定進んだところですので、公共的団体に順次委託することについての検討を開始する時期だと現在考えております。

以上です。

○会長 これまた同じことになりませんが、職員数的な効果はどういう。

○児童青少年課長補佐 正規の職員が20名おります。それから、常勤嘱託職員が15名、臨時職員が15名前後ということで現在進めております。

1事業者当たりということでは、基本的に正規の職員が2名、非常勤嘱託職員が1名です。大規模ということで、児童数が増えるに従って一定の基準をつくりまして、非常勤嘱託職員を1名加配とか、臨時職員を加配、あと障害児について18年度から全所で受け入れするようにしておりまして、入所があった場合には、臨時職員1名とか、障害児が2人の場合には、非常勤嘱託職員を1名とかという基準で配置しております。

○会長 小金井の児童健全育成関連の組織は、7-1にありますけれども、公設公営が9。学童クラブと児童館と分かれて、全部で9足す4の13あるわけですか。

○児童青少年課長補佐 学童保育が単独なところと児童館と学童保育が併設になっているところがございます。児童館と学童保育所が併設になっているのは3か所で、単独の学童保育所が6か所になります。

○会長 9か所ですね。ご質問等。

○脇田委員 よろしいですか。学童クラブは、おおむねどういう単位で設置されているんですか。小学校単位でやっているわけじゃないんですか。

○児童青少年課長補佐 小学校単位でございます。

○脇田委員 小学校単位で設置されていて、71名以上受け入れるような学童クラブが出てきちゃうわけですね。

○児童青少年課長補佐 そうです。

○副市長 ですから、ある小学校では1つの施設が収容できなくなりまして、学校の空き教室を利用してやっているところがございます。それから、22年度以降、国の補助金等がもらえなくなるということもございまして、施設を増設してクラスを2つにして補助金がもらえるような対応を考えてございます。要するに、少子化と言われながらも、学童保育については需要が多いと考えます。

ただ、全体が正規職員という形ではやっていない部分がございます。正規職員が2人、あるいは非常勤をつけたり、人数が若干膨らんだ場合についてはさらに非常勤をつけたり、そのようなこともやっています。これは、小金井市が学童保育については全国でも先駆けて実施してきた経緯がございますので、需要は多いんですけども、体制については、この中にも書いてありますとおり、例えば八王子市などは、公設公営はやっていないんです。公設民営で54か所をやっているとか、あるいは民設民営で11か所という形になっているんです。ですから、運営形態については、これから十分考えていかなければならないのではないかと考えて進めていきたいと思っております。

○林委員 民設民営だと保護者の負担は結構多くなる……。

○松井委員 民設民営だと保護者の負担は多くなるんですか。

○副市長 そういうことはございません。

○松井委員 そういうことはないんですよ。要は、給与水準が低い人たちで賄えるからということなんでしょう。

○副市長 保護者の観点から考えますと、学童保育所の時間延長を希望するとか、そういうのが多い場合ですね。そうすると、正規職員で対応すれば、時間外手当だとか、あるいは勤

務体制を変更しなければいけないとか、別に非常勤嘱託職員をつけるとか、いろいろ形式的な部分が出てくるかと思うんです。民営でやれば、勤務形態を変更して、一定の対応も考えられるのではないかなと思いますけれども、なかなか検討をしていく中では、現在正職という形でやっていますので移行が難しいと考えています。思い切って、今併設されている児童館と学童保育所は3か所ございますので、まず、そこを手始めに考えながらやっていかなければいけないかなと思っています。

○雨宮委員 例えば、変な話だけれども、公務員が2時に出てきて7時までとかという、そういうことは、それで残業手当みたいなのは出さなくてもいいとかということではできないんですか。よくわからないんですけど。

○副市長 フレックスタイム制については、そういう制度があることは確かでございますけれども、労使交渉の中でもそれほど煮詰まっている内容ではないということ……。

○雨宮委員 9時にみんな出勤して、5時以降は全部残業だなんていったら、首締めるみたいなもので、もうちょっとフレックスにしたらいんじゃないですか。どこだつてやっているんだから。

○脇田委員 うちの会社はそうしていますよ。でも、公務員さんは基本的には残業というのは悪という、そんなところに立っていますから……。

○会長 ここで言うのは、だらだらと残業で延長している話じゃなくて、子供に必要なことからね。

○雨宮委員 残業手当がつくから民営化しろなんていう話にすぐなっちゃうわけでしょう。公務員の人がいちゃんと責任を持つということは大事なんだから。今、違う市でやっているんだけど、民営化は必ずしもペイするわけじゃないということもいっぱいあるんです。だから、そのことも含めて考えて。でも、今みたいな話で、みんな9時5時じゃないとだめだみたいな話は信じられない、今の世の中では。もっとフレックスにして対応すれば。

○戸張委員 そうですね。フレックスタイムはね。

○子ども家庭部長 すみません。学童保育の勤務時間につきましては、当然、学校のある日と夏休みの期間の勤務時間は違ってございます。平日のほうにつきましては、10時半から6時15分までという形になってございまして、当然夏休み期間とか、冬休みの期間とか、お子さんが学校へ行かないというのは、8時45分から5時という形では、ズレ勤というんでしょうか、変則という形でしょうか、そんな形ではやっているところでございまして、こ

ここで、今、この間の議会の中でも陳情という形で、6時以降の延長をとということでもございますので、実際の話として、市の業務の中でどこまでそういうことができるのか、時間外にならないような方法も考えつつ、どこまでできるのかというのは検討していかなくてはいけないのかなと思っていますし、また、あるところでは、夏休み期間とか、冬休み期間の9時前の延長みたいな、要するに8時45分とか、8時半とかという要望もございますので、その辺をどう含めてできるのかというのも、これから検討してやっていかないといけないのかなという思いは。その中で、ほんとうに民間でいいのか、それとも市でやるのかとなると、その辺の協議していく中で、また進めていかなければいけない。また、もう1つには、学童保育の中でも、一時保育ということもございますので、それも含めてどうできるかということも出てくるかなと思っています。

○会長 この問題もさっきの保育園と絡んでまして、保育所にいる職員が、いろんな形にしていくと、なかなか言いにくくなってくると。そうすると、こっちの例えば変則時間勤務のところも含めた、その人だけじゃなくて、いろんな意味での、組とか輪番とかやって、市の職員の人が対応するという工夫はあり得るんじゃないでしょうか。

○副市長 保育園は、職種といたしましては保育士なんです。学童保育は、学童保育指導員ということ。児童館は児童厚生員という職種になるわけです。

 そうしますと専門職ですので、資格自体が違ってくることがありまして、そこがなかなか難しい……。

○会長 そこは勉強してもらわないとですね。

 入ったときからこれしかしない。それも9時から5時しかしないじゃね、世の中、もう、そういう時代じゃないです。

○松井委員 考え方としては、民営化のほうがいいんじゃないですか、いろんな意味で。

○副市長 そのつもりで頑張ってやっていきたいと思います。

○会長 各問題は、全部どこことなく共通している根っこを持ったり、お互いにやり繰りしたらうまくいくことがあったりしますので、4、5と進みたいと思っておりますが、4について。

○林委員 1つだけね、第4の表は非常によくできているんですけど、こういうものは、ほかの例えばさっきの保育所だとかに関しての資料はないんですか。これは非常によくできているんですけど、これは、学童と児童館の関係だけでしょう。

○会長 市側でいかがですか。

- 林委員 項目1とか、2に関連したような……。
- 保育課長 保育園の関係なんですけれども、今現在、一番最新の状況といたしますか、今動きが非常に大きく動いているものでございますので、最新の状況については、今後調べさせていただきますまして、次回のときに提出させていただきたいと思っております。
- 松井委員 ものすごい勢いで変わっているからなかなか資料が把握しにくいということですね。
- 保育課長 はい。
- 松井委員 それはあり得る。
- 林委員 それはあり得る。
- 企画政策課長補佐 所管課と調整をとりながら、資料ができ次第、事前に送付できるようであれば、ご自宅のほうに送付したいと思います。
- 会長 揚げ足とって悪いんだけど、ものすごく状況が変わっているというのは、小金井についてはあれこれあるから、従来どおりですといっても通用しないんじゃないかと思うんだけど。
- 会長 それでは進みまして、第4項目の児童館業務の見直しということで、よろしく。
- 児童青少年課長補佐 児童館業務の見直しにつきましては、平成17年4月に児童館運営審議会の答申を受けまして、18年10月に1館について民間委託をしたところです。委託後、1年半が経過しておりますが、東児童館につきましては、委託に当たりましてサービスの充実ということで、いつでも開いている子育てひろば事業というのがございまして、乳幼児の親子が児童館に行き交流したりとか、児童館の職員にちょっとした相談をかけたりとかといった子育てひろば事業というのがあるんですけれども、それを普通の児童館は、週に1回とか、2回とか曜日、時間を決めまして実施しておりますが、委託した東児童館では、月曜日から土曜日まで毎日10時から4時まで子育て広場というのを開設するというサービスの拡充を図っております。
- ほかに、開館時間が通常5時までということになっておりますが、1年を通して6時まで開館するという。それから、中高校生の事業というのは夜間にやらざるを得ないんですけれども、直営館のほうでは、貫井南児童館で月2回ということで、5時から8時まで開館しておりますが、東児童館では委託後は毎週1回、8時までの中高生のための事業ということにしております。
- ほかに、思春期相談、こころの相談とか、発達相談といったことで専門相談を実施ということにしました。

現在は、東児童館の委託の結果がどうであったかということを見ているというところ
であります。児童館のあり方ということで、児童館運営審議会で審議しております。

委託がおこなわれている理由としましては、ここに書いてありますように、1館委託後の
検証、今後の児童館のあり方ということで、児童館運営審議会で審議をしております。
その中で、児童館の運営のあり方について方向性が出る予定なんですけれども、方向性
が出たところで、それを基本として次の委託の検討に入るということを予定しておりま
す。

職員の人数につきましては、正規職員が8名、非常勤嘱託職員が1名、合計9名です。
各館の状況は、3人ずつなんですけれども、2館が正規の職員が3名、1館につきまし
て、正規職員が2名と非常勤嘱託職員が1名、直営のほうはそうっております。

○会長 どうぞ。

○松井委員 児童館運営審議会という形で、小金井市はいろんなものについて審議委員会があるん
ですか。

○企画政策課長補佐 ありますね。

○松井委員 なるほど。こういうミクロの世界をあるメンバーで集まってわーわーやっていると、
それは賛成、反対いろいろ出て、大きな流れでだれかが決めていくということにはなら
ないんじゃないんですか、こういう審議会をやっちゃうと、時間ばかりかかって。

○林委員 児童福祉審議会なんて別にもありますしね。いろんな審議会があると。

○脇田委員 今出てきた審議会は、メンバーは実は変わらなかつたりしないんですか。

○児童青少年課長補佐 2年に一度改選があります……。

○脇田委員 いえ、そうではなくて。

○会長 要するに、類似の審議会があるでしょうと。それと、AというのとBの何とか会とい
うのは、メンバーが似ているんじゃないですかという。

○脇田委員 そういう筋のことです。

○子ども家庭部長 すみません。今、質問の趣旨が、申しわけございません。児童館運営審議会と児童
福祉審議会の審議委員さんの重複ではないかということでございますけれども、そこは
重複してございません。

○脇田委員 重複していないと逆に、オピニオンの共通化が図れないですよ。

○吉沢委員 よろしいでしょうか。私実は東児童館に孫がお世話になっております。そして、民生
委員として、先ほど説明していただきましたお母さんと子供のためのお部屋にも、民生

委員が順番に参加させていただいて、地域のお母さんたちとお話しするという機会も委託される前からやっておりましたんでしょけれども、私どもがここへ行ってみますと、お母さんたちが増えておられるというんですか、東町だけじゃなくて、梶野町のほうからも乳母車を押している親子がいたり、その場、あるいはその雰囲気、あるいは指導員の方たちが信頼されているんだなどこの間も行って、そういう感想も書いてきたんですけれども。別に前にやっていたことがどうだったこうだったじゃなくて、今、実際に東児童館の利用の仕方というのは、孫が今中学1年生ですけれども、時に、水曜日の中高生タイムも利用させていただいておりますし、非常にきめ細かなプログラムが組まれております。そして、市民が運営しているというんですか、身近な子育てを体験した、小金井で子供のことを一生懸命考えてきた人たちが運営しているということが、私には見えていますから余計そう感じるのかもしれませんが、東児童館が、民間の方たちが運営してくださっていることのメリットは、市民目線、市民感覚、そして自分の孫が行ったとか、きっと児童館でお世話になった方も働いているということもありますよね、聞いていますので。きめ細かいです。

何かがあれば、お電話をしてくださったり、私も孫が男の子なものでやんちゃなものですから、時に、ちょっとしたトラブルみたいなこともあるのでしょうか、娘夫婦が働いておりますので、私が電話を受けることがありますけれども、大きなことではないんですけれども、きめ細かな対応もしていただけますので、市民目線、市民感覚というのが、児童館の運営においては、いいのかなと私は利用者の1人として思っております。

○松井委員　　たまたま東でそうだって、1年半たって、民営はよかったと、一応こういうことですか。審議会の意見もそのような。

○吉沢委員　　私は利用者として今申し上げたんですけれども。

○松井委員　　審議会はわからないんですか。

○吉沢委員　　審議会はどなたがいらっしゃるかもわからないし、全くわかりません。ただ、審議会ですら、どういう審議をして、お答えが出たか知らないけど、たまたま利用者の立場でいたものですから、一言つけ加えさせていただきました。

○松井委員　　いや、私が心配しているのは、そういうミクロの世界の審議委員会をたくさんつくって、そこがひっかかったら、全体の改革が進まないというシステムそのものが問題じゃないですかという提案をしておきますけど、これは急に直りませんわね、審議会が実際に発足して動いていて、何らかの結論を出して。

○吉沢委員 審議会の委員さんはそういう、よく業務とか、あるいは実態をご存じの方がなさっていらっしゃるんですかね。

○児童青少年課長補佐 児童館関係者とか、市内の子供関係の団体の代表の方とか、学識経験者等、あと公募委員が今3名いますけれども、それは進めていく中でもご理解いただくために各児童館で会議を持ったりとか、事業の説明は詳細にいつもさせていただいております。

○会長 1つだけなんですけど、児童館の運営審議会で審議をするのについて、いつまでにどうするというタイムテーブルみたいなはっきりしたものがあるわけでしょう。

○子ども家庭部長 児童館運営審議会の今後の日程でございます。第1回目が開催しまして、その中で児童館運営審議会の中では、民間委託ということは示されているところでございますので、それを今度は、児童館のあり方という部分で協議をしているところでございますから、その辺が当然、今の市民のほうのニーズからすると、児童館の拡充という部分が求められているところでございますので、求められる部分を拡充していくにはどうしていくのかと、当然、そこはまた児童館を東児童館みたいに委託も含めながら今後のところが出てきますので、大体10月ぐらいに、もう1回児童館のあり方ということで検討することになってございます。ある程度、前回の答申を踏まえた部分で出てくるのかなという、これはあくまでも審議会の経過をたどらないとわからないですけども、一定の方向は出るのかなと思っています。

○会長 どうぞ。

○脇田委員 よろしいですか。今出ていた審議会のお話なんですけれども、私、きょうこの後、18時からまた小金井市市民参加推進会議に出るんですけども、そちらの市民の声を行政に生かすという立場からは、こういう審議会はむしろ充実させていくという方向性で今話されているんです。そのこと自体、私は間違いではないと思うけれども、問題は、学童保育と児童館というのは、片方が放課後の保育・保護、もう片方は保護・保育を必要としないお子さん方については、放課後の居場所の提供という、学童保育と児童館は社会的な分業なわけです。あるマスの中を分業して運営していこうというもののそれぞれの審議会が、児童福祉審議会と児童館運営審議会、審議会まで分業してしまったら、分業のあるべきありようというのをお互いに話し合うことができなくなっちゃうんじゃないかと思うんです。市民が行政に参加するチャンネルというのは多いほうがいいけれども、こういうのはまとめて1つでやっついていかないと、どちらにどういう役割を持たせる、どちらにはどういう役割を持たせるという話し合いができなくなってしまうんじゃない

ないかという危惧は感じます。

○松井委員 全く賛成ですね。

○脇田委員 その上で、ここで委託化がおくれている理由ということで書かれているんですけども、これを読む限り、委託がおくれている理由とは読み取れないので、むしろこういうスケジュールでやっているんですよというお話にしか思えないんですけども、児童館運営審議会の審議が非常におくれているということなんですか。

○副市長 全くそのとおりだと思ってございます。それで、児童館運営審議会のほうに諮問をしているわけではないんです。行政として東児童館をやったときには、一定の方向性を示し、諮問して答申が出て、それで今やっていただいているひろば事業、専門相談だとか、開館時間の延長、中高生世代のサービスの充実、それらを諮って、同じぐらいの金額でもってできてるわけです。ですから、こういうシステムになって1年半たちますけれども、市民から苦情1つございません。むしろ喜ばれている状況でございます。

それで、今流れとしては、学童保育と児童館とそれの一体的な運営ができないのかどうかということは、さまざまなほうから意見として私の耳にも入ってきます。今提言があったことにつきましては、今後、十分頭に入れながら検討していきたいと思っています。

○会長 ありがとうございます。それでは、次に、きょうは5番目までいきたいと担当セクションも言っておられますから、ここまでやりたいと思いますのでお願いいたします。公民館業務の見直しです。

○公民館長 公民館長でございます。業務の見直しを行い、一部非常勤嘱託化を図るということでございます。

取り組みにつきましては、実施時期は平成21年度となっております。実は、平成20年度の前倒しを実施することができませんでした。実施の提案につきましては、公民館は本館と分館が4館の計5館でございます。分館4館につきまして、再任用職員を含みまず正規職員2人プラス非常勤嘱託職員1名の3名体制の一部非常勤化でございます。

実施に至らなかった理由につきましては、正規職員につきましては週40時間勤務、再任用職員と非常勤嘱託職員は週30時間勤務となります。1人について週10時間の負担をほかの職員が背負うことになりまして、実施には現行の業務見直しを図る必要があるもので、20年度の時点では現行の正規職員2名プラス非常勤1名、または正規職員2名プラス再任用1名であることという条件で、正規職員1名、再任用職員1名、非常勤職員1

名にならないようにということでございました。そういった点と、拡大事務折衝において、公民館という職場につきましては、再任用職場というのは、平成15年度にそのような職場になったわけですが、それは好ましくないのではないかという見直しの発言が出てきております。

それでは、業務の見直しにつきまして、どういうふうにするのかということでございます。現在、公民館では、3者による公民館の基本方針づくりを検討中でございます。それでは、公民館に基本方針がなかったのかとご質問されてしまうわけですが、本来、教育委員会では、学校教育及び生涯学習部におきまして、教育の目標、方針、各館の重点につきまして、年度の初めに議案という形で定めてきております。また、生涯学習部におきましても、生涯学習推進計画等5年間のものを持ちまして、それに基づいて実施しておりましたので、公民館の単独での基本方針というのは持っておりませんでした。それを、平成19年7月27日に公民館運営審議会のほうから、諮問に対する答申ではなくて提言という形で「小金井市公民館の基本方針づくりの討議のために」が提出されました。それに基づきまして、現在、公民館3者で基本方針づくりを検討中でございます。この3者というのは附帯意見で、公民館運営審議会がつくるのではなくて、さらに企画実行委員の会議と、職員の3者で公民館の基本方針をつくってくださいということでございます。

ここで、業務の見直しを図っていきたいと思います。市民サービスの低下を来さないように、かつ企画実行委員の負担を軽減して、各種事業の調査研究とか、コーディネートすることができる、そういうふうなゆとりを持たせたり、また市民協働による各館の事業の一部委託化などを実施していく必要があるということでございます。

それで、進捗状況でございますが、現在、3者によるところの検討中でございます。検討の結果を尊重しまして、業務の見直しを図って、市民サービスの向上とか、企画実行委員の負担軽減とか、職員もこういった事業の実施を管理運営しやすいように、市民協働による一部事業の委託化をする方向ということで、平成21年度の予算要求時点に一定の詰めを図ることが必要であろうと思っております。ただ、現在、3者による基本方針づくりの進捗状況がおくれておりますので、業務の見直しを反映した予算化への検討はこれからということでございます。

以上でございます。

○会長

これも職員の効果は……。

○公民館長 失礼いたしました。現在、公民館は、正規職員18名プラス非常勤嘱託職員2人でございます。非常勤嘱託職員は一般の事務でございます。一般の事務をさらに非常勤化を図って増やしたいということでございますが、内訳としましては、本館は8人でございます。本館は小金井市福祉会館の2階、3階部分に入っております。その関係で、電話交換業務ということで、1名が公民館の中に入っておりますので、福祉会館全体を扱っております。

各館につきましては、まず、本町分館につきましては、正規が2人プラス非常勤が1人。貫井南分館につきましては、正規職員が2人プラス再任用が1人。東分館につきましては、正規職員2人プラス非常勤1人。緑分館については、正規が3人、ただし、これは内訳が再任用職員1名ということでございます。

以上でございます。

○会長 いかがでしょうか。これは、私、1つ質問ですけれども、いわゆる縦割り文化の中じゃ難しいんでしょうけれども、本館、分館がありますが、各館ごとに要員をセットしようとするから難しいので、全体をプールして、例えば緑館の人は来週は貫井南へ行くとか、貫井南の人は本館へ来るとか、小金井という狭い中ではあるけど、一種の広域運営は検討しているんですか。

○公民館長 公民館長でございます。実は、公民館というのが、小金井町に会館しましたのは昭和28年5月24日。昭和28年6月30日には、既に企画実行委員の制度というのができております。企画実行委員は、公民館各館に6人以内の市民の方々が入られて、職員とともに主催講座とか、内容につきまして、企画立案、調査研究し、実施しております。そういった関係で、地域における公民館という位置付けをより実現していく、地域コミュニティの実現のためにこのような分館制度がとられてきております。ですので、将来的には、例えば本館でコントロールするとかというお話は当然出てくるかと思いますが、現時点ではこのような対応をとっているところでございます。

以上でございます。

○林委員 いいですか。さっきの18人というのは、本館での人数ですか。

○会長 本館8名と言いましたね。

○公民館長 よろしいですか、公民館長でございます。18人プラス非常勤が2人でございますが、本館は8人でございます。うち1人は、福祉会館全体の電話交換業務ということになっております。

以上です。

○松井委員　この文書の真ん中辺にある「公民館は、再任用職員を配置することは好ましくない職場であり」とは、どうして好ましくないんですか。

○公民館長　よろしいですか。公民館長でございます。実は、人員構成から見ましても、各館に係長相当職者を配置するというので、事業係、または庶務係等係長職者が多いです。というのは、平均年齢も非常に高い、団塊の世代の方々ということになります。それと、公民館というのは市民の方々と非常に密接に地域でいろいろ交わるところでございます。そういったところから、通常の行政サービスを執行するという点とは違って、一定に市民の方々のご要望とか、またそれに対する的確な対応とかというのをとることが非常に求められる職場でもございます。いわゆる市の顔にもなるところでございます。そうすると、再任用職員という方たちの中には適性に合うのと、また適性に合わないのいろいろございまして、そういった点からも、一部職員の中からこのような声があって、順当に話し合いが進まなかったところがございます。

以上でございます。

○松井委員　いかがなものですかね。

○会長　地域との顔というのはもちろん大事なんですけれども、館長なり分館長は、あまりひよこひよこAからBへ行って勤務するというのは、場合によってはなくてもいいですよ。ただ、下のほうの人は、そのとき、そのときの事務サービスをするとか、ある行事のお手伝いをするとかということから来ているんでしょうから、一部広域化というのかな、広域といたって、小金井の何キロ四方の中の話ではとても広域じゃないですけども、あり得るように思うんですけどね。

○林委員　地域の顔なんていうと、ちょっと。

○吉沢委員　すみません。先ほど会長さんがおっしゃった再任の話ですけど、職員の間から再任の方はまずいんじゃないか、お仕事をやらせづらいということですか。それとも、公民館3者の中から出ているんでしょうか。

○公民館長　公民館長でございます。これは、皆さんからでございます。ご意見がいろいろございます。

○松井委員　皆さんというのは市民ですか。

○公民館長　職員も市民も含めまして。

○吉沢委員　わかりました。

○雨宮委員　ただ、どうなんですか、学会でいろいろ言われていたんですが、公民館は民主主義の啓蒙のために必要だということであつたんだけど、市民の水準がものすごく上がっちゃっているわけです。上がっちゃっていると、役所が音頭を取って文化的なことを啓蒙するみたいなことが、ほんとうに需要として存在するののかという問題があつて、そういう点をいうと、これは子供の話と障害者の話じゃないわけだから、決して悪い意味じゃなくて、小暇と小銭を持った市民がいっぱいいるわけで、文化のことも一生懸命やる人たちもいっぱいいるわけだから、そこに思い切って任せてしまつてということは考えられないんですか。何か議論しているところがあるんですか。

○公民館長　よろしいでしょうか。公民館長でございます。今のお話は非常に重要な点でございます。戦後の時点で民主主義の学校、またそういった教育を施さなければならなかつたということから、文科省においても非常に力を入れていた施策の1つだと思います。ただ、現状におきましては、昭和21年当時とは違ひまして、公民館が設置されて、時代背景とか、社会環境、また市民の意識とか、市民が高学歴化している。それと社会も個人も成熟度が非常に増しているといったところへ来て地域はグローバル化して、その上インターネットで世界に個人がつながっている状況でございます。そうすると、地域コミュニティーということで、公民館の意義というのはいかがなんでしょうか。一定の見直しの時期に入っていると思います。

　　といいますのは、その見直しというのは、社会教育という、これがいいんだという考え方と、新しい時代、生涯学習一括振興法ができて、これが一般的になってきている時代と、先ほど武蔵野市のお話とかいろいろ出てきておりますが、地域コミュニティーのそういう方法をとるとか、皆さん、各自治体においても今経営を考えてシステムをとらえ直しているという時代に入っていると思っております。公民館も新しい公民館のあり方として、検討していかなければならないと思っております。

○雨宮委員　だから、ここに市役所の職員をあまり介さないほうがいいんじゃないか。かえって、全部基本的には市民にみんな任せて、僕はこういうところこそは市民に移譲したほうがよくて、どうしても削れないところはちゃんと重く見るみたいにやらないとまずいんじゃないですか。だから、ここはぜひ、先ほどおっしゃつたとおり、高学歴化して文化的な水準はすごく高いから、民主主義のことを公務員がお説教して、立派な市民にするなんていう時代は完全に終わっている。だから、任せたらどうですか。そういうことを考えたら、18人は多過ぎますよ、非常勤も含めて。

- 会長 委員の間では、大変強い同意があるようにお見受けしますが。
- 松井委員 相当頑張って、公民館については改革をやったほうがいいですね。
- 雨宮委員 いいと思いますね。市民の中に人材がいっぱいいるんですから。
- 戸張委員 実際、公民館運営委員は、そうそうな方がおやりになってらっしゃいますよね。だから、お任せしても大丈夫なんじゃないでしょうか。
- 雨宮委員 そうそう。かえってお任せしたほうがいい。
- 副市長 ですから、公民館法自体が大きく変わらないと難しい部分がありますので。ですから、今、各館には事業係というのがあるんです。
- 松井委員 これは28年から。
- 副市長 そういことです。正規の職員が企画立案して何か事業を行っていくというのがあるんです。そういう部分を除きますと、もしくは住民自治に任せて、コミュニティーセンター方式にするとか、そういうことは考えられるんです。
- 会長 おそらく罰則はないんじゃないですか。仮に違反しても。
- 松井委員 罰則はないんじゃないですか。公民館法よりも、もう一步前へ進んでね。
- 公民館長 それはないです。罰則はないです。
- 会長 公民館長からちょっとお答えを。
- 公民館長 よろしいですか。社会教育法に公民館について規定してございます。公民館の条例を持っているというところは、公民館として自治体経営の中でやられております。しかしながら、公民館としてではなくて、例えば文化センターとか、コミュニティーセンターとかということで持っていれば、公民館ではないですけど、そういった方法をとられるということはできます。
- 雨宮委員 できますよね。それは政治の問題ですか。そういう条例にしまえばいいということですか。
- 公民館長 それは、地域の住民の方々と、地域の自治体の経営のいろいろな関係の……。
- 雨宮委員 さっきおっしゃったコミセン方式のほうがずっといいわけですよ。
- 副市長 市長部局から考えますと、教育委員会の行政の範囲ですから、あまり口出しはできないんです。そういうことになってしまいます。
- 雨宮委員 またそういう話なんですね。
- 吉沢委員 よろしいですか。企画実行委員を6年やっておりました。そして、今おっしゃったように、市民の方々はとても力があって、企画も、それこそ運営も実施も職員の方たちと

一緒にやっておりますし、また審議会の方々はとても熱心な方が多いございまして、いろいろ議論してきたわけです。そして、いわゆる公民館の流れというんですか、大きな三多摩一帯で勉強会なんかをやるときも、今言ったような問題が出ていまして、委託というんですか、公民館を行政がやるんじゃなくてやれるんじゃないかというお話も何回か勉強会に出て伺ったこともあるんですけど、小金井市の場合は市民も企画に参加していますし、公民館3者の内、市民サイドでは今のやり方が一番いいんだという思いが強いようです。

○雨宮委員 そうですか。困りましたね。

○吉沢委員 そして、この形式を実際にやっている人たちがそういうことになっています。だから、私たちがこういうふうに、ほかの市民がこう思っているんだということがあつたら、皆さんが立候補して企画委員になるなり審議会に入るなりしていかないと。みんな市民ですよ。私どもも市民でありますし、そこに……。

○松井委員 いや、それはもっと大きいところから方針的に変えていかないと。市長がどーんと、公民館は要らないと。

○吉沢委員 そういう意見もある地域がたくさんあつて。実際に……。

○松井委員 コミュニティーセンターにすべしというところからいけば変わるけど、下からは……。

○吉沢委員 大会なんかでは、随分多くの市の公民館がそういう意見で変わりつつあるところもあるし、また、今おっしゃったように、逆に上のサイドからこういう方針にしたいというところもあると聞いておりますけど、小金井市の公民館事業というのは非常に歴史があつて、民主的に市民の意見を、結局、3者、市民が入っているわけですから珍しい、こんなところはほかにないということです。企画実行委員が、職員と審議会の人たちとも対等で、同じような意見でどうしていくかということ、企画から運営から全部一緒にやっているわけです。

ただ、生意気な言い方で申しわけないんですけども、私が入ったのは2000年からでした。NPO法人をつくったというのも公民館から学び、そして、今、福祉とかいろんな活動をやっておりますが、それも公民館で学ばせていただいた。その内容は、職員さんが先駆性を持ってやってくださる部分と、私たち市民がこういうことでやりましょうと。昔を思い出していたんですけど、小金井をもっと知りたいという企画をいたしました。経済学者、市長、行政の方も来ていただいたりして、市民講座というのを10回ほど持った中で、ほんとうにいろんな市民の方が勉強にいらしてくださいました。あのと

きのことを思えば、18年度の市長からのお便りによればよくなっているということで、ほっといたしました。

非常に市民は熱心ですし、市民の声とともに専門職の方たちの方向性があるって、コラボレーションができていのかなとも思ったり、いろいろ変えていかなきゃいけないところはいっぱいあるんでしょうけれども、1人ぐらい専門職の人がちゃんという。民主的で、専門職と市民が一緒になって企画していくという形態は、ここでこんなことを私が言っちゃうと、あなたは何のためにここにいるのかみたいになっちゃう感じもしますが。ただ、こういう方針を出すんだということがきちんと決まれば、それについて、市民は成熟していますので、十分議論はしていけるんじゃないかと思います。

○会長 ありがとうございました。

それでは、本日は、全体で15項目のうちの5項目、大変有益なご意見が出まして、これを1つの基本のトーンにして、次回に議論を続けることとしたいと思います。また、議論ばかりしていて、何らかの答えは出すと冒頭言いましたけれども、少なくとも2年のうちでは、ある決着は見なきゃいかんわけですから、そういう意味合いで、私どもで、審議会としてできるような促進策であれば、それはただ単に議論するだけじゃなくて、別のことも考えなきゃいかんとか、それは具体的には、例えばこんなのを出したら、意見書だとか、そういう形も含めていろいろ考えないといけないなと感じた次第です。

8 次回の日程について

○会長 こういうことも含めて、次回の日程を頭に入れて、今後の進め方について何かあればご意見いただきたいと思いますが、事務局のほうで。まずは次回の日程について。

○企画政策課長補佐 日程でよろしいですか。次回の日程でございますが、昨年、一昨年に倣いますと、11月あたりに開催していたわけで、11月14日金曜日、または21日金曜日のどちらか3時を一応候補として挙げさせていただきました。

○松井委員 私は14日のほうがいいんですけど。21日は都合が悪いです。

○戸張委員 私も14日のほうが。

○会長 では、14日にさせていただきますと思います。

○松井委員 それで、議長、課長も、きょうは大事な議論をしているんだけど、非常に漠然としてまとめきれない。もう1回、次回、さっとやるときに、それぞれがみんな何らかの形で短い議論で、かくあるべしということをまとめていく必要があるんじゃないですか。な

おかつ1から5までもう1回やって、5から10までやる……。

○会長　　そうなんです。と思って先ほど私が言ったんですが、きらりと光る意見がたくさん出ていて、それはいずれ議事録になってだれかが読むだろうじゃ、ちょっとかったるいし、かつ2年のうちには、全体の項目の方向性がきちんと出なきゃいけないということが。とはいっても、次回やるときにでもちょっとつらいところがあるので、もう1回分ぐらいこれをやって、5回やったやつを、もうあと5回になるのか、7回になるのかわかりませんが、やれば大体のことはわかりますから、そこで年内ぐらいにまとめの……。

○松井委員　　今回は6から10までやって、年内ぐらいに1から10までもう1回直すところ……。

○会長　　漠然としたところでは、これを意見書というのか、提言というのか、あるいは単なる我々のメモということで、委員メモといたって、この委員会としてはこう考えてるといふのもあるので、そういうふうな、11月だとすれば、12月も使えて、11月も半分使えるし、ということであれば、平成20年度という中である程度できるかなと。

ただ、今度は予算との関係で、そのころじゃ早いとか、遅いとか、またあるでしょうけれども。予算上はいつが限界なんですか。何らかのインプットということで入ったら、金額に多少なりとも影響しそうだという言い方をすると、9月か10月ですから……。

○企画政策課長補佐　　来年度の予算についてはもう。来年度は市議選があったりしまして、議会が1か月早い関係もあって、すべてが1か月ずつ早いので、来年度の予算関係にとなりますと非常に厳しいです。

○会長　　じゃ、翌々年でもしようがないですけどね。その辺のことは留意いたしまして、どういふふうにしていくかは、今はアイデア的な感じだけですから、次回、それも検討できるようにということで、事務局のほうでもぜひこうやっておいて、後で、意見の集約の方法についてとか、そのぐらいのやわらかい表題でいいですけども、何か用意しておいていただいて。

○企画政策課長補佐　　かしこまりました。

○横田委員　　1つお願いなんですけど、先ほどから出ているいろいろな審議会がありますよね。今回、この資料に出てくる審議会でどういふことが検討されていて、具体的なことがわからないと、いつもそれで終わっているというのがあるかなと思うので……。

○会長　　審議会はインターネットに全部は出ていなかったですか。

○企画政策課長補佐　　基本的には、審議会の会議録は載っております。ホームページから。

○会長　　出ていますね。名前は出ていますよね。それから多少の仕事の内容も出ていますか。

○企画政策課長補佐 審議会で1つのページでまとまっていますので、一応端の短冊みたいなどころから審議会の内容と入っていただきますとございます。

○会長 それで一応ご勘弁ください。

○横田委員 はい。

○松井委員 では、のぞいてみましょう。

○雨宮委員 あと、できるなら、例えば、八王子で54の学童クラブを公設民営化しちゃったわけでしょう。現実ではどうなっているのかと、ちょっと見てみたいですね。それから、武蔵野市のコミセンか何かで、具体的にどんなことで、さっき言った企画運営も含めてどうしているかみたいなことは、ほんとうはちょっと視察か何か……。

○会長 それを言うと、この委員会で、例えばでいうと、僕なんか思っているんですけど、小金井の水道の7割か8割は地下水でくんでいる人が多いでしょう。そうすると、それもくんでいる場を一遍見るだとか、そういう実物的なことと、運営上の、人の話を聞けばわかる話というのとあわせて、半日ぐらいの視察をバスコースがあってもいいようには思っているんです。

○林委員 ぜひ、それはお願いしたい。

○会長 そうですか。

○雨宮委員 周辺自治体でいいわけですから。

○会長 じゃ、次回、どこどこへ行ってみないと。行ったら参考になって、我々の審議にもさらに実態を把握した形になると。私なんかはっきり言うと公民館なんか行ったことないですから、すいませんけど。だって、東京のサラリーマンが、つい最近やっと戻ってきたということですから。

○松井委員 少なくとも事務局に、八王子のケースは勉強した中間の投げ込みでもいいから、メールでも手書きでもいいからぜひ欲しいということで、お願いします。

○会長 では、小金井視察で、仮にあるとして、やるのは決定的ではないけれども、やるとしたらどこへ行きたいというのも次回お聞きしますので。

9 閉会

○会長 そんなことで、よろしくどうぞお願いします。